

計量関係手数料

R8. 6. 30まで

(1) 登録事業関係手数料

手 数 料 の 名 称		現 行
届出製造事業者の品質管理の方法の検査手数料		426,300
計量証明事業	登録手数料	53,800
	登録証の訂正手数料	1,750
	登録証の再交付手数料	1,750
	登録簿謄本交付手数料	760
	登録簿閲覧請求手数料	370
適正計量管理事業所	指定手数料	2,550
	計量管理の方法の検査手数料	7,400

(2) 検定手数料

手 数 料 の 名 称				現 行
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が30キログラム以下のもの	1,050
			100キログラム以下のもの	1,250
			250キログラム以下のもの	1,650
			500キログラム以下のもの	2,050
			500キログラムを超えるもの	2,350
		イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	10キログラム以下のもの	100
			10キログラムを超えるもの	190
		ウ) ア)又はイ)に掲げるものの以外のもの	5キログラム以下のもの	150
			20キログラム以下のもの	190
			50キログラム以下のもの	250
			100キログラム以下のもの	340
			250キログラム以下のもの	520
			500キログラム以下のもの	900
			1トン以下のもの	1,550
			2トン以下のもの	2,450
			5トン以下のもの	6,150
			10トン以下のもの	7,750
			20トン以下のもの	11,400
			30トン以下のもの	14,150
			40トン以下のもの	18,900
			50トン以下のもの	21,300
			50トンを超えるもの	37,800
		エ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの		ア)からウ)までの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅	表す質量が200グラム以下のもの		1個につき20
		表す質量が200グラムを超えるもの		1個につき220
	ウ 定量おもり又は定量増おもり	表す質量が5キログラム以下のもの		1個につき20
		表す質量が20キログラム以下のもの		1個につき90
		表す質量が20キログラムを超えるもの		1個につき290

手 数 料 の 名 称				現 行
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
2 体積計	ア 燃料油メーター		(ア) 大型車載を除く使用最大流量が120リットル毎分未満のもの	2,050
			(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	3,400
	イ 液化石油ガスメーター			6,400
	ウ ガスメーター		使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	100
			” 65立方メートル毎時以下のもの	220
			” 160立方メートル毎時以下のもの	590
3 アネロイド型圧力計	ア イに掲げるもの以外のもの		計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	90
			” 100メガパスカル以下のもの	450
			” 100メガパスカルを超えるもの	930
			イ アネロイド型血圧計	

(3) 装置検査手数料

区 分	現行
装置検査	700

(4) 基準器検査手数料

区 分			分	現行
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
1 長さ基準器			タクシーメーター装置検査用基準器	13,400
2 質量基準器	ア 基準台手動はかり		ひょう量が1キログラム以下のもの	3,350
			10キログラム以下のもの	5,300
			50キログラム以下のもの	7,800
			200キログラム以下のもの	10,500
			500キログラム以下のもの	14,000
			500キログラムを超え5トン以下のもの	1個につき14000円に500キログラムを超える部分が500キログラム又は500キログラムに満たない端数を増すごとに6900円を加えた額
	イ 基準分銅	ア) 1級である旨の表記のあるもの	表す質量が200グラム以下のもの	3,200
			200グラムを超えるもの	7,900
		イ) 2級である旨の表記のあるもの	5キログラム以下のもの	640
			50キログラム以下のもの	780
			50キログラムを超えるもの	8,800
		ウ) 3級である旨の表記のあるもの	5キログラム以下のもの	480
			50キログラム以下のもの	650
			50キログラムを超えるもの	7,100
3 体積基準器	ア 基準積算体積計		基準湿式ガスメーター(計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積が20リットル以下のもの)	18,400
	イ 基準タンク		全量が25リットル以下のもの	13,600

(5) 計量証明検査・定期検査手数料

区 分			現 行		
大 区 分	中 区 分	小 区 分		能 力	
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400	
			250キログラム以下のもの	1,800	
			500キログラム以下のもの	2,200	
			500キログラムを超えるもの	3,100	
		イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの			250
		ウ) ア)又はイ)に掲げるものの以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500	
			250キログラム以下のもの	900	
			500キログラム以下のもの	1,500	
			1トン以下のもの	2,100	
			2トン以下のもの	3,700	
			5トン以下のもの	6,900	
			10トン以下のもの	10,700	
			20トン以下のもの	15,000	
			30トン以下のもの	19,100	
			40トン以下のもの	21,600	
			50トン以下のもの	29,800	
			50トンを超えるもの	51,200	
		エ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの			ア)からウ)までの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり			1個につき 10	

(6) 依頼検査手数料

区 分			分	現行
大 区 分	中 区 分	小 区 分	能 力	
1 質量計	ア 非自動はかり	ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,540
			250キログラム以下のもの	1,980
			500キログラム以下のもの	2,420
			500キログラムを超えるもの	3,410
		イ) ア)に掲げるものの以外のもの	100キログラム以下のもの	550
			250キログラム以下のもの	990
			500キログラム以下のもの	1,650
			2トン以下のもの	4,070
			5トン以下のもの	7,590
			10トン以下のもの	11,770
			30トン以下のもの	21,010
			50トン以下のもの	32,780
			50トンを超えるもの	56,320
		ウ) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のもの		ア)又はイ)までの手数料の金額の2倍の額
	イ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10	
2 圧力計	ア アネロイド型圧力計（最大圧力が20メガパスカル以下のものに限る。）		480	
	イ 血圧計		340	